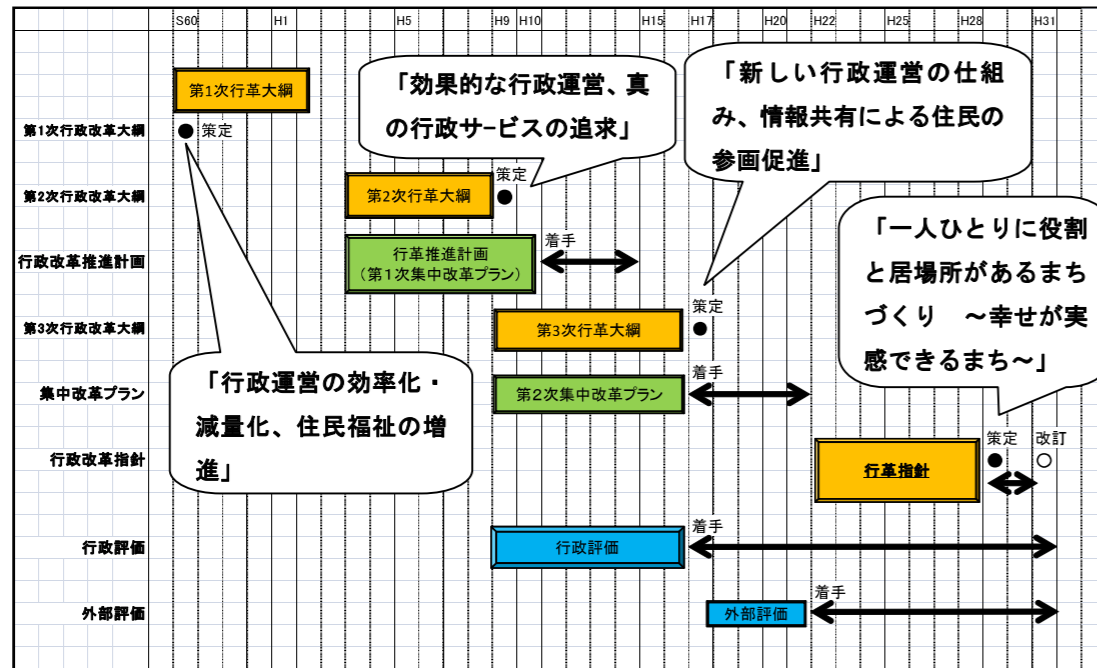


長久手市行政改革指針の改訂について

1. これまでの行政改革の経過



2. 改訂の理由

現指針の運用期間が「次期総合計画が策定（平成31年4月1日（予定））されるまで」であること

➤このことから改訂する。

➤現指針の大きな柱は、「市民参加・協働」に向けた行政内部の取組の方向性を示すものであり、改訂前後で変更ありません。現指針の引用計画が第2次新しいまちづくり行程表であり、改定後指針の引用計画が次期総合計画であり、両者はほぼ同じ方向を向いています。

3. 改訂の概要

(1) 引用計画の変更

・「第2次新しいまちづくり行程表」→「次期総合計画」

➤指針の『将来像』、『基本方針』及び『基本項目』を改訂する。

現在、指針の『将来像』、『基本方針』、『基本項目』は、行程表の

『将来像』、『基本理念』、『政策』をそれぞれ引用しています。

※指針の『基本項目』の「行政運営を改善する取組」については、

第5次総合計画、平成27年総務省通知から一部引用しています。

(2) 『基本項目』の詳細化

・『基本項目』には、次期総合計画の基本目標に連なる政策とする。

・『基本項目』に連なるものとして、細項目及び細々項目を位置付け、

指針の実効性及び実行性を高める。

4. スケジュール案

別添のとおり

5. その他

(1) 市行政改革推進委員会（付属機関）への諮問

本委員会で指針の改訂について諮り、助言を受けます。

(2) 行政改革推進本部会議の開催

行政改革推進体制の意思決定機関の行政改革推進本部会議（庁内の会議）を開催し、指針の改訂を行っていきます。

※副市長が本部長で、参事及び各部長が委員の会議体です。

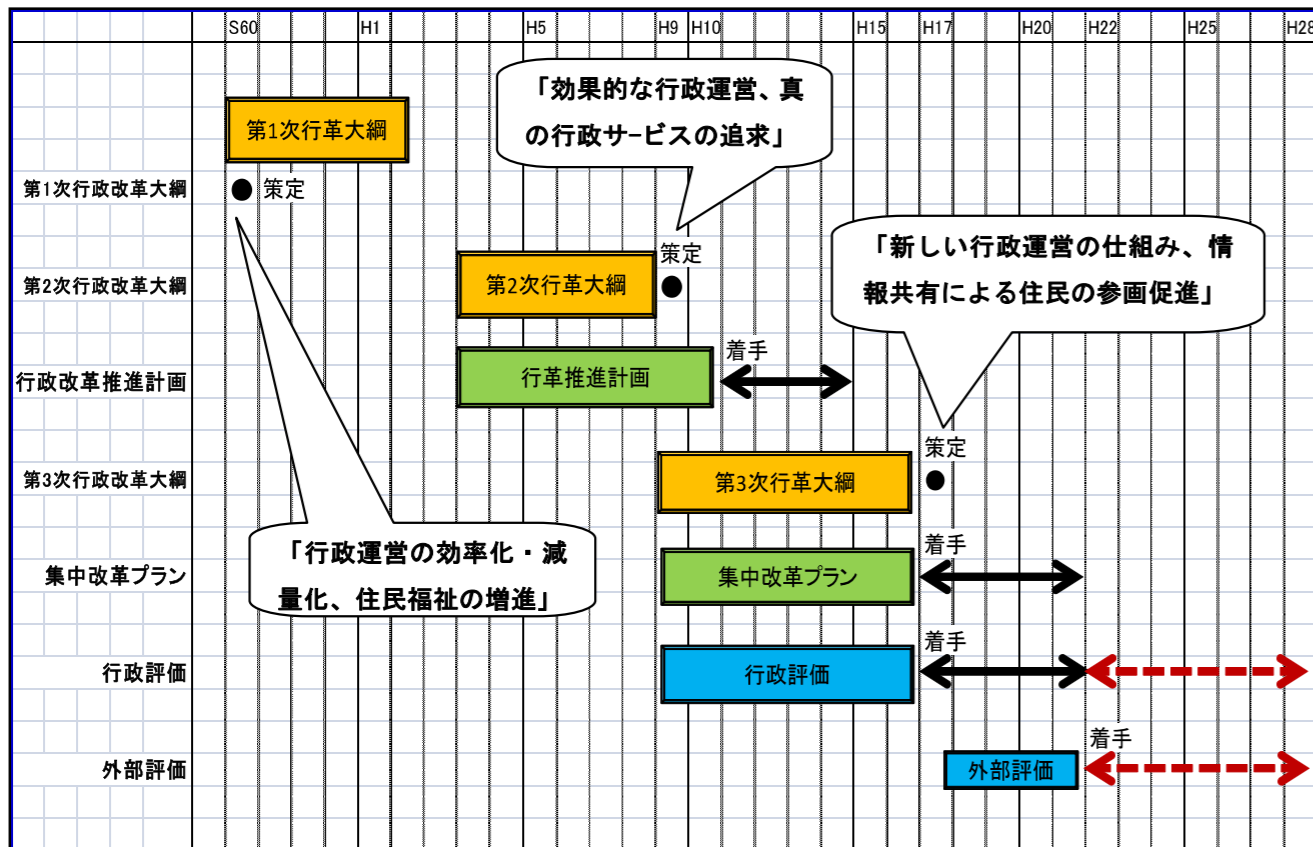
行政改革指針の改訂スケジュール

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 |
|----------------------------|---|---|--|--------|---|---|-----------|
| 指針改訂の方針の検討 | ■ | | | | | | |
| 指針改訂の方針の 行革推進本部長(副市長)説明 | | ■ | | | | | |
| 行革委員会への諮問① | | ■ | | | | | |
| 指針の改訂項目の検討 | | ■ | ■ | | | | |
| 指針の基本項目の検討 | | ■ | ■ | | | | |
| 行革推進本部での協議(1) | | | ■ | | | | |
| 行革委員会への諮問② | | | | ■ | | | |
| 指針の詳細の検討 | | | | ■ | ■ | | |
| 行革推進本部での協議(2) | | | | | ■ | | |
| 行革委員会への諮問③ | | | | | | ■ | |
| 最終決定 | | | | | | ■ | |
| 市長・副市長への説明 | | | | | | ■ | |
| 議会への報告 | | | | | | ■ | |
| 取組内容 | ◎指針改訂の方針、スケジュール等の検討 ※行革推進本部長(副市長)への説明:10月23日 ・方針、スケジュール、行革委員会、行革推進本部等について説明 | ◎改訂項目の検討 ・次期総合計画との連動 ↓ ◎基本項目の検討 ・次期総合計画との連動 ※行革委員会会議:11月1日 ・指針改訂の方針、スケジュール等について諮問 →助言をいただく | ※行革推進本部会議 ・指針改訂の方針、スケジュール等について報告 ・行革委員会会議の報告 ・改訂項目の協議 ・基本項目の協議 ※行革委員会への諮問(メール、郵送等) ・行革推進本部会議の状況の報告(資料一式) →助言をいただく | ◎詳細の検討 | ※行革推進本部会議 ・詳細の協議 ・改訂案の最終決定 ※行革委員会会議 ・改訂案(最終)の諮問 →助言をいただく | ◎改訂指針の最終決定(行革推進本部の協議及び行革委員会の諮問を踏まえ決定) ※市長・副市長への説明及び同時に市長決裁 ※正副議長への報告、議員各位への資料配布 | ◎改訂版の運用開始 |

・行政評価

長久手市行政改革指針【概要版】

1. これまでの行政改革の取組総括について【本編 P5】



◇ 集中改革プランでは、財政削減を中心として一定の成果を挙げた。

2. 行政改革指針策定の必要性について【本編 P9】

- ◇ 人口増加による都市基盤の整備などのニーズの高まり
- ◇ 急速な人口増加に伴い、地域によっては、コミュニティが希薄化
 - 行政運営の仕組みを前進させ、来たる局面に対処しなければならない。

3. 指針が目指す将来像と基本方針について【本編 P13】

第2次新しいまちづくり行程表に基づいて構成する。

【将来像】

“一人ひとりに役割と居場所があるまち
～幸せが実感できるまち～”

【基本方針】

“3つのフラッグ
「つながり」「あんしん」「みどり」”



4. 指針を実現するための基本項目について【本編 P17】

2つの視点で基本項目を構成する。

- (1) 市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組
 - 第2次新しいまちづくり行程表の「11の政策」

| | |
|---------------|---|
| フラッグ1 つながり | <ul style="list-style-type: none"> ・① 住民の力を生かした新しい役割分担の仕組みをつくる ・② 住民サービスを向上させる ・③ 地域にある施設の活用を推進する |
| フラッグ2 あんしん | <ul style="list-style-type: none"> ・④ 地域一丸で、子育て支援を充実させる ・⑤ 障がい者も要介護も認知症も大丈夫 ・⑥ 地域の安心安全をみんなで作る ・⑦ 健康づくりの輪を広げ、いくつになっても元気で輝く |
| フラッグ3 みどり | <ul style="list-style-type: none"> ・⑧ 地球にやさしい低炭素社会をつくる ・⑨ 公共用地を中心にまちに緑の森を増やす ・⑩ “農”が持つ多様な役割をまちづくりに生かす ・⑪ 魅力ある景観を創り出す |

- (2) 行政運営を改善する取組

合理的・効率的な行政運営の推進

- ・組織内の横断的な連携改善の強化
- ・行政評価の実施
- ・自治体情報システムのクラウド化
- ・ICT化と業務改革の一体的な取組
- ・情報セキュリティの確保
- ・自治体間連携

財政マネジメントの強化

- ・公共施設等総合管理計画（公共FM）の運用
- ・統一的な基準による地方公会計の運用
- ・公営企業会計の導入
- ・第3セクターの経営の安定化

行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- ・民間委託
- ・指定管理者制度
- ・PPP/PFI

5. 行政改革指針の位置付けについて【本編 P21】

行政改革指針は、本市の行政改革を進めるうえでの羅針盤としての役割を果たし、まちづくりの重要な方針となるものである。

【運用期間】 平成29年4月1日から次期総合計画が策定されるまで

【推進体制】 行政改革推進本部、行政改革推進部会

【諮問機関】 行政改革推進委員会（外部有識者等で構成する諮問機関）

【取組の検証】 行政評価（内部評価・外部評価）を活用し、PDCAサイクルを機能させ、改善を図る。

行政改革と政策体系の相関イメージ【新・旧】

【新(改訂後)】

| | 政策体系 | | 行政改革 |
|-------|-------------------------|---|--|
| 目的 | 政策 ◎市の将来像 ◎市の基本方針 | ○第6次総合計画 将来像 基本目標 ※自治基本条例 | ○改訂版行政改革指針 将来像 基本方針 |
| 目的・手段 | 施策 ◎分野別項目 ◎施策の進め方 | ○第6次総合計画 基本計画 ➢政策 ➢施策 ➢アクションプラン | ○改訂版行政改革指針 基本項目 ➢細項目 ➢細々項目 ・市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組 ・行政運営を改善する取組 |
| | 事業 ※施策につなげるための事業 | ○個別の事業 ○予算(大事業) | |
| 手段 | 事務事業 ※事業につなげるための事務事業 | ○個別の事務事業 | ※行政改革指針に基づく取組の検証については、行政評価を活用する。 |
| | | ○事務事業 ○予算(中事業) | |



【旧(現行)】

| | 政策体系 | | | 行政改革 |
|-------|-------------------------|----------------------------|------------------|--|
| 目的 | 政策 ◎市の将来像 ◎市の基本方針 | ○第2次新しいまちづくり行程表 3つのフラッグ | ○第5次総合計画 基本構想 | ○行政改革指針 将来像 基本方針 |
| 目的・手段 | 施策 ◎分野別項目 ◎施策の進め方 | ○第2次新しいまちづくり行程表 政策(11) | ○第5次総合計画 基本計画 | ○行政改革指針 基本項目 ➢細項目(一部) ・市民に向けた行政サービスの充実を目指した取組 |
| | | ○実施計画 | | |
| | 事業 ※施策評価につなげるための事業 | ○事業 ○予算(大事業) | ○個別の事業 | ・行政運営を改善する取組 |
| 手段 | 事務事業 ※事業につなげるための事務事業 | ○第2次新しいまちづくり行程表 取組(57) | ○個別の事務事業 | ※行政改革指針に基づく取組の検証については、行政評価を活用する。 |
| | | ○事務事業 ○予算(中事業) | | |